

受講生大募集！

リーダーのための組織活性化セミナー

急激に変化する働き方や人手不足といった経営環境に対する知識を学び、自社の課題と改善を考える全4回のセミナーです。

日程	9月12日 (木)	11月7日 (木)	12月5日 (木)	2月6日 (木)
時間	午前9時30分～正午		午前10時30分 ～午後3時30分	午前9時30分 ～正午
会場	青梅商工会議所		青梅市役所	青梅商工会議所
対象	係長や課長などの管理職の方			
内容	組織づくりの基礎を学ぶ。	働きやすさを目指した仕組みづくりを考える。	講演会「組織のエネルギーを最大限にするために」(女性リーダーのためのスキルアップセミナーと同内容)、勉強会	組織活性化への提言
定員	先着20人(予約制) ※9月12日、11月7日は単発での受付可			
申し込み	申し込みフォーム(2次元コード)から			
問	青梅商工会議所 ☎ 23-0111 市市民安全課ジェンダー平等担当			

女性リーダーのためのスキルアップセミナー

管理職や今後キャリアアップを望む女性に向け、企業の中で活躍するためのスキルアップを目指す全4回のセミナーです。

日程	9月17日 (火)	10月22日 (火)	12月5日 (木)	1月21日 (火)
時間	午前10時30分 ～午後4時30分		午前10時30分 ～午後3時30分	午前10時30分～ 午後4時30分
会場	青梅商工会議所		青梅市役所	青梅商工会議所
対象	女性管理職、リーダー、後継者、経営者、キャリアアップを望む女性			
内容	会社や経営を理解する。	売ることと数字の関係を理解する。	講演会「組織のエネルギーを最大限にするために」、勉強会	明日の自分を好きになろう！
定員	先着20人(予約制) ※9月17日、10月22日は単発での受付可			
申し込み	申し込みフォーム(2次元コード)から			
問	青梅商工会議所 ☎ 23-0111 市市民安全課ジェンダー平等担当			

ごみ類の焼却禁止

問 環境政策課環境対策係

ごみ類の焼却は、法律や都の条例により原則として禁止されています。

ごみ類は、資源と分別し、市の収集等へ出すなど、適正に処分してください。

焚き火やバーベキューなどであっても、火災やにおいの原因となるおそれがありますので、風向きや近隣における洗濯物の有無を確認するなど、最大限の配慮を心がけましょう。

近隣で違法な焼却行為を見かけた場合は、ご連絡ください。

原爆展・平和学習アニメ上映会

問 市民安全課市民安全係

今から79年前、8月6日には広島に、8月9日には長崎に原爆が投下されました。

平和を考える機会としてぜひご覧ください。

★原爆展 テーマ「サダコと折り鶴」

期間 7月29日(月)～8月15日(木)

会場 市役所1階ロビー

★平和学習アニメ上映会

「つるにのって～とも子の冒険～」

日時 7月29日(月) 午後2時～2時40分、8月6日(火) 午前10時～10時40分

会場 市役所2階201～202会議室

「社会を明るくする運動」の
強調月間・再犯防止啓発月間

問 地域福祉課庶務係

法務省が主唱する「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせて、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

強化月間中は、市内の学校や自治会掲示板、市施設にポスターを掲示する等の啓発活動を行っています。



国民健康保険に加入している方へ

特定疾病療養受療証の発行

問 保険年金課給付係

青梅市国民健康保険に加入し、次のいずれかの病気で治療を受けている方は、申請すると一部負担金が軽減されます。

対象

- ・人工透析を実施している慢性腎不全
- ・血しょう分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害
- ・抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群

自己負担限度額 1万円

※70歳未満の方の人工透析は所得により負担限度額が2万円となる場合があります。

※自己負担限度額の判定には所得の申告が必要です。

申請方法

医師の意見書等(病名と治療を受けていることが確認できるもの)、本人確認書類をお持ちのうえ、保険年金課(市役所1階)へ

受診方法

国民健康保険被保険者証等と併せて特定疾病療養受療証を医療機関・薬局へ必ず提示してください。

※提示しない場合、一部負担金は軽減されません。

※有効期限が7月31日と記載された受療証をお持ちの方には、7月下旬までに新しい受療証を送付します。

国民健康保険高齢受給者証の更新

問 保険年金課資格賦課係

国民健康保険高齢受給者証を8月1日に更新します。7月下旬に新しい高齢受給者証を送付します。

8月1日以降、医療機関を受診する際は、保険証と併せて新しい高齢受給者証を必ず提示してください。

対象 国民健康保険に加入している70～74歳の方

(後期高齢者医療制度で医療を受けている方を除く)

※新たに70歳になる方は、70歳の誕生日の翌月(1日が誕生日の方はその月)から高齢受給者証の対象となります。前月下旬に高齢受給者証を送付します。

※事前に保険証利用の登録をしたマイナンバーカードがあれば、専用カードリーダーを設置している医療機関で、保険証として利用できます。これに伴い、高齢受給者証の提示も不要になります。

※国民健康保険以外の健康保険に加入している方には、加入している健康保険組合等から交付されます。

年金事務所への相談は事前予約を

問 予約専用電話 ☎ 0570-05-4890
青梅年金事務所 ☎ 30-3410

年金見込み額等の相談や、年金の請求・受給者死亡等の手続きは、事前に予約をすることで、スムーズになります。予約の際は、必ず基礎年金番号の分かるものが必要です。詳しくは日本年金機構ホームページ(2次元コード)をご覧ください。